

(案)

国 運 審 第 号
令和6年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

運輸審議会会長 堀川 義弘

答 申 書

西日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の
上限設定の認可申請について

令6第3001号

令和6年5月20日付け国鉄事第120号をもって諮問された上記の
事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

(案)

主 文

西日本旅客鉄道株式会社からの申請に係る鉄道の旅客運賃の変更については、期限に係る条件を付した上で、別紙に掲げる額を上限として認可することが適当である。

理 由

1. 申請者は、昭和62年の国鉄の分割民営化に伴い、北陸、近畿、九州北部の2府16県にわたる輸送サービスを担う鉄道事業者として発足し、新幹線、在来線特急を中心とする都市間輸送および、京阪神や広島、岡山等の地方中核都市を中心とする地域での都市圏輸送等を行っている。このうち、京阪神圏では、会社発足後、新線・新駅の開業、線路の複線化、新型車両導入に加え、新快速・快速の増発、運転区間拡大、両数拡大等、様々な輸送改善を実施してきた結果、近畿圏の令和元年度の輸送人キロは、発足当時に比べ約1.47倍に増加している。

一方、申請者の営業エリアには、昭和61年9月より基本運賃の「幹線」、ローカル線に適用される割増の「地方交通線」、都市部に適用される割安な「電車特定区間」、「大阪環状線」の4つの運賃体系があるが、先述のとおり、京阪神圏においては都市圏域が拡大し、生活圏が国鉄時代よりも大きく広がっている。その結果、申請者によれば、従前から変わらない運賃体系は、現在の利用状況には合致しないものとなっている。

このため、申請者は、現行の電車特定区間の範囲を、利用実態にあった都市圏域に拡大し、大阪環状線等の範囲を含めて、運賃水準を統合、平準化を図ることとし、併合せてバリアフリー設備の整備等を一層推進すべく、本申請に及んだものである。

2. 国土交通大臣は、鉄道運送事業者からの旅客運賃の上限の変更の認

(案)

可にあたっては、鉄道事業法（以下「法」という。）第16条第2項に基づき、当該旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであることを確認の上、法第16条第1項の認可をするものとされている。

また、法第16条第2項の運用方針として、「運賃収入の増加を目的としない運賃の上限の変更に関する処理方針について」（令和4年9月14日付鉄道局鉄道事業課長通達。以下「処理方針」という。）が発出されている。本処理方針においては、運賃収入を増加させない範囲で旅客需要を変動させることなどを目的とする場合には、運賃収入が増加しないことをもって、総括原価を超えないものとみなすとともに、運賃収入が増加しないことを「適切な方法で比較及び検証」すること等により、法第16条第2項の要件を充たすとみなすこととされているほか、利用者利益の保護の観点から適切なものであることを確認の上で認可することとされている。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。また、申請内容に関し、申請者から意見聴取を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件については公聴会の開催の申出がなかったことから、公聴会は開催していない。

まず、申請者が電車特定区間の見直しが必要と考えるに至った現在の輸送サービスの内容や利用状況及びバリアフリー設備の整備状況と今後の計画について確認した。それによれば、申請者は本改定により、バリアフリー設備の整備を加速化し等、安全安定輸送、利便性向上につなげていく計画であり、利用者利益の保護の観点からも適切なものであることをの利便性の向上にも取り組むこととしていること等について確認した。

また、処理方針に基づき、平年度（原価計算期間）である令和7年度から令和9年度までの3年間の運輸収入について増加させないことを前提に、収入推計については、運賃区分・券種ごとに直近のキロ別輸送人員の実績データを基に適切に算定していることを確認した。

(案)

この結果、新しい電車特定区間において、改定後の運賃に基づき算出した運輸収入が、5,902億円と見込まれるのに対し、現行の大阪環状線等、電車特定区間及び幹線の運賃に基づき算出した運輸収入は5,902億円と見込まれるため、申請者の運賃収入額は増加しないこととしていることを確認した。

さらに、処理方針を踏まえ、実施期間を3年、うち1年を効果検証期間とし、実施期間終了後に仮に増収となっていた場合は、増収分について、申請者が所管局と協議の上、利用者への還元を行うこと等についても確認した。

4. これらを踏まえれば、本申請は2.に記載した認可基準に適合するものと認められる。

したがって、鉄道事業法第16条第1項に基づき、国土交通大臣が本件を認可することは適当であると認める。

ただし、上記3.収入見込については、一定の条件を置いて算出しているため、想定された収入と実績が大きく乖離する可能性がある。このため、国土交通大臣は、当該認可にあたっては、期限に係る条件を付すことが適当である。

(案)

要望事項

主文及び理由 4. に記載した条件の設定にあたっては、国土交通大臣は、法第 5 4 条第 1 項及び第 2 項並びに処理方針の規定も踏まえ、適切なものとなるよう検討されたい。

また、今回の運賃改定にあたって、利用区間によって、値上げになる場合と値下げになる場合があるため、混乱が生じないように、利用者に対する改定内容に関する積極的な周知を行うこと、及び本改定後の増収の有無に係る検証を適切に実施することについて、西日本旅客鉄道株式会社に指導・助言されたい。

加えて、上記検証結果及び当該検証結果を踏まえた同社及び国土交通省の対応について、当審議会に適切に報告されたい。その際、国土交通省において、今後運賃・料金制度の見直しが行われた場合には、それを反映した対応と ~~されたい~~ ~~することは差し支えない~~。

(案)

別紙

すべての運賃に消費税及び地方消費税（10%）を含んだ以下の額を上限額とする。

1 鉄道の普通旅客運賃

(1) 普通旅客運賃

普通旅客運賃は、日本国有鉄道改革法等施行法第7条の定めに基づき運輸大臣に届け出た賃率、計算方法による額に1.1を乗じ、10円未満の端数を四捨五入し10円単位とした額とする。

ただし、(2)及び(3)のとおり変更する。

(2) 普通旅客運賃の賃率

①電車特定区間のみを乗車する場合

現行の賃率を次のとおり変更する。

地帯	営業キロ	賃率
第1地帯	300kmまでの部分	1kmにつき 15円50銭
第2地帯	300kmを超える部分	1kmにつき 12円30銭

②大阪環状線等のみを乗車する場合

現行の賃率を廃止する。

(3) 10kmまでの普通旅客運賃

(2) ①にかかわらず、電車特定区間のみを乗車する場合の10kmまでの普通旅客運賃は次のとおり変更する。

1kmから 3kmまで	4kmから 6kmまで	7kmから 10kmまで
140円	170円	190円

2 鉄道の定期旅客運賃

(1) 通勤定期旅客運賃

①電車特定区間のみを乗車する場合

現行の運賃を次のとおり変更する。

(案)

(km、円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	4,010	11,450	19,270
2	4,010	11,450	19,270
3	4,010	11,450	19,270
4	5,020	14,290	24,070
5	5,020	14,290	24,070
6	5,020	14,290	24,070
7	5,350	15,240	25,670
8	5,350	15,240	25,670
9	5,350	15,240	25,670
10	5,350	15,240	25,670
11	6,690	19,040	32,090
12	6,690	19,040	32,090
13	6,690	19,040	32,090
14	6,690	19,040	32,090
15	6,690	19,040	32,090
16	9,360	26,680	44,940
17	9,360	26,680	44,940
18	9,360	26,680	44,940
19	9,360	26,680	44,940
20	9,360	26,680	44,940
21	12,030	34,300	57,780
22	12,030	34,300	57,780
23	12,030	34,300	57,780
24	12,030	34,300	57,780
25	12,030	34,300	57,780
26	14,110	40,230	69,010
27	14,380	40,980	69,010
28	14,380	40,980	69,010
29	14,380	40,980	69,010
30	14,380	40,980	69,010
31	16,350	46,640	81,830
32	16,800	47,890	81,830

(案)

33	17,060	48,590	81,830
34	17,060	48,590	81,830
35	17,060	48,590	81,830
36	18,500	52,730	94,670
37	18,930	53,960	94,670
38	19,310	55,020	94,670
39	19,640	56,010	94,670
40	19,710	56,210	94,670
41	20,540	58,570	105,900
42	20,850	59,460	105,900
43	21,170	60,320	105,900
44	21,610	61,600	105,900
45	21,920	62,490	105,900
46	21,980	62,700	118,740
47	22,290	63,520	118,740
48	22,640	64,520	118,740
49	22,920	65,330	118,740
50	23,240	66,190	118,740
51	23,730	67,610	128,110
52	24,170	68,930	130,580
53	24,560	70,000	132,620
54	25,080	71,450	136,390
55	25,490	72,590	136,390
56	25,930	73,890	136,390
57	26,310	74,990	136,390
58	26,810	76,440	136,390
59	27,210	77,560	136,390
60	27,650	78,810	136,390
61	28,020	79,900	151,410
62	28,450	81,040	153,560
63	28,910	82,390	156,080
64	29,320	83,530	158,250
65	29,840	85,060	160,460
66	30,230	86,200	160,460

(案)

67	30,650	87,340	160,460
68	31,120	88,680	160,460
69	31,590	90,010	160,460
70	32,050	91,340	160,460
71	32,310	92,090	174,500
72	32,850	93,650	177,470
73	33,240	94,740	179,490
74	33,720	96,070	182,030
75	34,080	97,110	184,530
76	34,610	98,680	184,530
77	35,010	99,790	184,530
78	35,470	101,080	184,530
79	35,920	102,400	184,530
80	36,380	103,690	184,530
81	37,030	105,520	199,960
82	37,460	106,770	202,310
83	37,900	108,020	204,650
84	38,340	109,270	207,060
85	38,870	110,740	210,200
86	39,300	112,000	210,200
87	39,730	113,250	210,200
88	40,170	114,480	210,200
89	40,600	115,750	210,200
90	41,040	116,970	210,200
91	41,380	117,990	223,540
92	41,890	119,370	226,190
93	42,270	120,460	228,240
94	42,770	121,890	230,960
95	43,130	122,980	234,270
96	43,620	124,370	234,270
97	44,130	125,770	234,270
98	44,520	126,890	234,270
99	45,000	128,240	234,270
100	45,480	129,640	234,270

(案)

②大阪環状線等のみを乗車する場合
現行の運賃を廃止する。

(2) 通学定期旅客運賃

①電車特定区間のみを乗車する場合
現行の運賃を次のとおり変更する。

(km、円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	2,330	6,680	12,640
2	2,330	6,680	12,640
3	2,330	6,680	12,640
4	2,750	7,840	14,870
5	2,980	8,510	16,130
6	3,240	9,230	17,440
7	3,710	10,550	19,990
8	4,070	11,630	22,030
9	4,350	12,350	23,410
10	4,470	12,730	24,130
11	5,430	15,460	29,270
12	5,540	15,790	29,920
13	5,650	16,130	30,570
14	5,800	16,560	31,340
15	5,800	16,560	31,340
16	7,130	20,320	38,510
17	7,290	20,770	39,370
18	7,290	20,770	39,370
19	7,420	21,160	40,080
20	7,560	21,550	40,800
21	7,710	21,940	41,590
22	7,820	22,300	42,250
23	7,820	22,300	42,250

(案)

24	7,910	22,600	42,790
25	7,930	22,660	42,920
26	7,990	22,770	43,130
27	7,990	22,770	43,130
28	8,120	23,110	43,820
29	8,120	23,110	43,820
30	8,260	23,520	44,590
31	8,380	23,860	45,200
32	8,380	23,860	45,200
33	8,450	24,080	45,630
34	8,500	24,220	45,920
35	8,720	24,880	47,130
36	8,790	25,020	47,430
37	8,820	25,130	47,590
38	9,050	25,830	48,940
39	9,110	25,960	49,150
40	9,360	26,680	50,550
41	9,590	27,350	51,830
42	9,790	27,890	52,840
43	10,060	28,670	54,350
44	10,180	29,050	55,060
45	10,470	29,850	56,570
46	10,620	30,230	57,290
47	10,710	30,520	57,840
48	11,020	31,360	59,460
49	11,210	31,970	60,600
50	11,530	32,830	62,240
51	11,720	33,390	63,250
52	12,000	34,200	64,790
53	12,190	34,710	65,770
54	12,350	35,220	66,750
55	12,650	36,050	68,310
56	12,890	36,720	69,560
57	13,000	37,080	70,220

(案)

58	13,300	37,900	71,790
59	13,510	38,550	73,060
60	13,770	39,220	74,300
61	13,840	39,450	74,730
62	14,110	40,230	76,240
63	14,390	41,010	77,680
64	14,590	41,610	78,810
65	14,830	42,250	80,030
66	15,090	43,000	81,470
67	15,230	43,420	82,260
68	15,640	44,590	84,480
69	15,710	44,820	84,910
70	16,000	45,590	86,340
71	16,200	46,150	87,430
72	16,420	46,840	88,750
73	16,760	47,780	90,500
74	16,920	48,230	91,350
75	17,080	48,650	92,170
76	17,320	49,360	93,520
77	17,540	50,030	94,770
78	17,860	50,900	96,470
79	17,940	51,180	96,940
80	18,260	52,050	98,640
81	18,600	53,040	100,490
82	18,800	53,550	101,450
83	19,040	54,300	102,900
84	19,260	54,840	103,930
85	19,520	55,620	105,370
86	19,680	56,120	106,320
87	19,970	56,880	107,760
88	20,190	57,580	109,110
89	20,280	57,810	109,530
90	20,580	58,680	111,210
91	20,800	59,290	112,340

(案)

92	21,110	60,150	113,980
93	21,300	60,770	115,130
94	21,410	61,040	115,650
95	21,710	61,900	117,300
96	21,900	62,440	118,310
97	22,130	63,050	119,440
98	22,410	63,910	121,060
99	22,520	64,180	121,600
100	22,720	64,750	122,680

②大阪環状線等のみを乗車する場合

現行の運賃を廃止する。

3 電車特定区間の範囲

現行の範囲を次のとおり変更する。

営業線	区間
大阪環状線	天王寺から野田及び大正を經由して新今宮まで
おおさか東線	新大阪から久宝寺まで
片町線	松井山手から京橋まで
関西線	奈良からJR難波まで
関西空港線	日根野から関西空港まで
湖西線	堅田から山科まで
桜島線	西九条から桜島まで
山陰線	京都から亀岡まで
山陽線	神戸から網干まで
JR東西線	京橋から尼崎まで
東海道線	野洲から神戸まで
奈良線	城陽から京都まで
阪和線	天王寺から和歌山まで及び鳳から分岐して東羽衣まで
福知山線	尼崎から新三田まで

(案)

- 4 大阪環状線等の範囲
現行の範囲を廃止する。